

令和 8 年度南丹市健幸まちづくり・地域共創型
医療 MaaS 構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務番号・業務名

8 福地委第 23 号

令和 8 年度 南丹市健幸まちづくり・地域共創型医療 MaaS 構築業務

(2) 業務の目的

当市は京都府中部に位置し、市域の大部分を中山間地域が占める自然豊かな自治体である。市内には美山地区をはじめとする山間部・集落分散地域を多く抱えており、人口減少や少子高齢化が進行している。特に美山地区は、中山間地のへき地であり、過疎、高齢化が進行しており、日常生活や医療サービスへのアクセス確保が重要な行政課題となっている。

他方、丹波の歴史・景観や里山資源を活かした観光・交流人口の拡大をすすめており、住み続けられる地域社会の形成として、住んでいるだけで健康で幸せになれるまちづくり「なんたん健幸まちづくり」を推進している。

【地域の課題】

美山地区においては、医療機関の立地が限られていることに加え、公共交通の利便性も十分とは言えず、高齢者を中心に通院負担が大きい状況にある。

また、住民の高齢化が進む中、自家用車を運転できない、あるいは運転に不安を抱える住民が増加しており、医療へのアクセス確保は喫緊の課題となっている。

今後さらに医療従事者の確保が難しくなることが見込まれる中、従来型の「医療機関へ通う」仕組みだけでは、過疎地域における持続的な医療提供体制を維持することが困難であるため、新たな手法による医療サービスの提供、そして、中山間地での持続可能な生活のため、医療 MaaS をきっかけにした多岐にわたる地域のニーズに応える地域づくり、地域の賑わいの創出が必要となっている。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日（水）まで

(4) 内容

「令和 8 年度 南丹市健幸まちづくり・地域共創型医療 MaaS 構築業務仕様書」のとおり

(5) 提案限度額

医療 MaaS 車両費 19,000,000 円、運用等業務委託費 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

なお、業務との関連が認められない経費等、発注者が適当でないと判断するものについては、対象外経費とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 南丹市競争入札参加資格者であること。

なお、南丹市競争入札参加資格を有しない者であっても、発注者が参加申込書類を確認した上でプロポーザルの参加を認めた場合はこの限りでない。

- (2) 単体の企業又は、複数の企業で構成するグループであること。
- (3) 本プロポーザルから起算して1年以内に国、京都府及び南丹市に係る指名停止等の措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次の①から⑥までのいずれにも該当しないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

②暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者

③役員等が暴力団員であると認められる者

④暴力団又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者

⑤役員等が、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員による威力を利用したと認められる者

⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えていると認められる者

3. スケジュール

令和8年7月17日（金）	公募開始
令和8年7月23日（木）	質問締切
令和8年7月24日（金）	質問回答
令和8年7月31日（金）	プロポーザル参加申込書提出期限
令和8年8月13日（木）	企画提案書提出期限
令和8年8月21日（金）	プレゼンテーション審査

4. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年7月23日（木）正午必着とする。

- (2) 受付方法

質問書（様式第1号）に記入の上、「11. 事務局」までメールで提出すること。
電話又は口頭による質問には応じない。

(3) 回答日・回答方法

令和8年7月24日（金）本市のホームページに掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申し込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

5. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②添付書類

ア. 事業所概要（様式第3号）

イ. 印鑑登録証明書（発行後3か月を超えないもの）

ウ. 履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの）

エ. 納税証明書（発行後3か月を超えないもの）

・国税にあつては、直近決算年度の確定申告分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書で、最新の状態が反映されているもの。

・地方税にあつては、主たる事業所を設置している市区町村税（市町村民税（法人）（東京都23区内では都民税（法人））、固定資産税、都市計画税及び事業所税（東京都23区内では、固定資産税、都市計画税、事業所税については都税）、軽自動車税）の未納がないことの証明書（主たる事業所を設置している市区町村又は東京都が発行する各税目の納税証明書）を提出すること。いずれも最新の状態が反映されたものとする。

オ. 財務諸表（直近3か年分のもの）

カ. 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

・実印を押印すること。

キ. 会社概要

・パンフレット等、会社の概要を紹介する資料を添付すること。

ク. 支店・営業所の場合は、本社の委任状

※南丹市競争入札資格者である者については、イ～エの書類を省略できる。

(2) 部数

正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、書留や配達記録等の郵送事故が起こらない対策を講じること。

(4) 提出先

「11. 事務局」に記載のとおり。

(5) 受付期限

令和8年7月31日（金）正午必着とする。

※受付は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1

時までを除く。)

6. 企画提案書の提出

「5. 参加申込の手続き」により参加申込みした者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、「(6) 受付期間」の期間内に提出がない事業者は、失格とする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書(様式第5号)
- ②業務実施体制資料(様式第6号)
- ③業務実績書(様式第7号)
- ④見積書及び内訳書(任意様式)

(2) 提出部数 正本1部、副本6部

(3) 留意事項

- ①文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- ②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ④企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。
- ⑤用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。
- ⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑦パワーポイント等を使用する場合は、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付すること。
- ⑧企画提案書表紙(様式第5号)について、正本には、商号又は名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印することとし、副本には商号又は名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。複数の企業で構成するグループである場合の記載内容は、グループ代表者のものとする。
- ⑨企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、書留や配達記録等の郵送事故が起こらない対策を講じること。

(5) 提出先

「11. 事務局」に記載のとおり。

(6) 受付期間

令和8年8月4日(火)から令和8年8月13日(木)午後5時必着とする。

※受付は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

7. 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、南丹市プロポーザル審査委員会(以下「審査

委員会」という。)において、別表「評価基準」に基づいたプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加事業者が1者であった場合でも、審査を実施するものとする。

(1) プレゼンテーション審査 日時、場所

令和8年8月21日(金) ※時間、会場等詳細は電子メールにて別途通知する。

(2) 出席者

出席者は3名以内とし、説明は予定担当者が行うこと。

(3) 所要時間

35分以内(準備3分、説明20分、質疑応答10分、片づけ2分)

(4) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(5) 使用機器

プロジェクター(映像入力端子HDMI端子)、スクリーンは本市で用意する。ただし、パソコンについては参加事業者で用意すること。

8. 結果通知等

(1) 契約締結候補者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を契約締結候補者として決定する。

なお、最高評価点を得た者が複数の場合は、くじにより選定する。ただし、最高得点者の得点が評価配点合計の6割に満たない場合にあっては、契約締結候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、契約締結候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、南丹市ホームページに掲載する。

9. 契約締結候補者決定後の手続

(1) 競争入札参加資格の登録

事業候補者は、南丹市競争入札参加資格審査申請書を南丹市総務部監理課に提出し、競争入札参加資格の登録を行う。ただし、既に登録済みであるときは、これを要しない。

(2) 契約の締結

契約締結候補者は、市との間で本事業に係る基本的な事項を定めた契約を締結する。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ①「2. 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- ②契約に関する協議が整わないとき。
- ③契約締結候補者が契約の締結を辞退したとき。
- ④提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- ⑤契約締結候補者の責により契約締結が困難となったとき。

⑥その他の理由により契約締結が不可能となったとき。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された者は、審査結果通知日の翌日から契約締結候補者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 発注者は、企画提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南丹市情報公開条例（平成18年条例第9号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (12) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (13) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (14) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

11. 事務局

南丹市福祉保健部地域医療室

〒601-0722 京都府南丹市美山町安掛下8番地

TEL：0771-75-1113

メール：iryou@city.nantan.lg.jp

別表「評価基準」

区分	審査項目	評価内容	配点
提案内容	業務の理解度	業務内容を理解し、事業目的に合致した提案内容となっているか。関連法令等を理解しているか。	20
	地域精通度	南丹市の特性や地域課題等、実情に即した提案となっているか。	20
	関係者との連携	市民や事業者等との連携や周知方法について、実現性が高い提案となっているか。	20
	業務の工程	実現可能で、効率的なスケジュールとなっているか。	10
	見積額の妥当性	見積額が提案内容に対して適切であるか。	10
	表現力	提案内容を解り易く、的確に編さんされているか。	5
組織評価	実施体制	実施体制の妥当性（人員配置、役割分担等）	10
	業務実績	本業務に関連した業務の実績	5
合 計（満点/100点）			100点

【配点基準】

	最重点項目	重点項目	通常項目
特に優れている	20点	10点	5点
優れている	16点	8点	4点
標準	12点	6点	3点
やや不十分	8点	4点	2点
不十分	4点	2点	1点